

第42回国土交通省政策評価会

平成29年10月20日

【竹田政策評価企画官】 事務局から傍聴の方にはお願いですけれども、携帯電話等の電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただくように、円滑な進行にご協力をよろしくお願いたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第42回国土交通省政策評価会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、富永政策統括官より一言ご挨拶申し上げます。

【富永政策統括官】 本日は、皆様大変ご多忙の中、第42回の政策評価会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃より国土交通省の政策評価全般にわたりまして、的確なご指導を賜っており、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の政策評価会でご審議いただきます平成29年度の政策レビューテーマにつきましては、5月に開催いたしました政策評価会、及びその後も個別に委員の皆様からご指導を賜っているところでございます。

今後、これまでのご指導も踏まえまして、評価書の作成を進めていく所存でございますが、本日は、今後の評価書の取りまとめに向けまして、大所高所から忌憚のないご意見をいただければと考えております。

本日も熱心なご議論を賜りますとともに、今後とも引き続きご指導方よろしくお願いたします。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

【竹田政策評価企画官】 本日の評価会は、政策評価に関する情報の公表に関するガイドラインに則りまして、公開としております。

また、会議の冒頭のみ、マスコミの写真撮影が入っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、最初にお手元の資料ですが、お配りしておりますとおり、表紙から議事次第、次いで委員名簿と配席図、説明者一覧。そして、資料の一覧がついておりますけれども、そこにありますとおり、資料1-1から資料3-4までを配付しておりますので、ご確認ください。もし不足等がありましたら、事務局の担当の者にお申しつけください。

なお、本日は、工藤委員におかれましては、所用により欠席との連絡をいただいております。

議事に移らせていただきますので、取材等の写真撮影については、ここまでとさせていただきます。以後の撮影は、ご遠慮ください。

それでは、議事に移りまして、以後の議事進行を上山座長にお願いしたいと思います。上山座長、よろしくお願いいたします。

【上山座長】 皆さん、こんにちは。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。最初の1番「報告事項」について、事務局からご説明をお願いします。

【竹田政策評価企画官】 それでは、資料1-1をご覧ください。

取りまとめ後の実施状況について、今回対象となりますのが、3年前の平成25年度末に評価書を決定いたしました、3つのテーマでございます。

各テーマのレビュー実施後の取り組み状況につきましては、ページをめくっていただき、次のページから各様式に取りまとめております。

まず、2ページをご覧ください。1つ目のテーマです。「不動産投資市場の条件整備」で、これにつきましては、不動産証券市場のさらなる発展に資するため、証券化市場の整備、透明性の向上等にかかる政策について評価を行ったものです。

次の3ページをご覧くださいまして、各様式は、左側に、レビューで以前取りまとめた、取りまとめ後の対応方針、右側には、今回整理しました各方針に対応させて改善方策の実施状況をまとめております。

それで、このテーマでは、主なものを紹介しますと、不動産価格指数の整備を行い、平成25年から試験運用を行い、さらに平成27年からは住宅指数の本格運用を行っております。また、平成26年からは、不動産鑑定評価基準の見直しを行いまして、国際評価基準との整合性を図っているところです。

次のページに移っていただきまして、さらに法改正等を受けました取り組みとして、モデル事業の実施などにより手引書等の作成を行っているところが、状況でございます。

次、5ページに移りまして、2つ目のテーマ「人口減少や少子高齢化の進展と乗合バスのネットワークやサービスの確保・維持・改善」についてです。生活交通の確保・維持や高齢者等の利便性向上の促進を目的とした乗り合いバスに対する支援施策を対象に、評価を行ったものでございます。

内容として、平成26年度から地域協議会を補助対象事業者に加えるなど、柔軟な支援の実施を行っています。

6ページに移りまして、また、こういう民営方式に適用可能な補助制度の創設ですとか、車両購入時の一括補助化の特例を設けまして、バス車両の更新を進めている状況でございます。

続きまして、7ページをご覧ください。3つ目のテーマ「地理空間情報の整備、提供、活用」についてです。地理空間情報の活用推進のため、国土地理院が整備、提供してきた地理空間情報の活用状況を対象に評価を行ったものです。

この結果を受けまして、次のページですが、平成25年から地理空間情報をさまざまな用途、分野で活用できる、地理院タイルという形で提供しています。また、平成26年から、地理院地図パートナーネットワークを立ち上げまして、地理空間情報の活用推進を図っているところです。

9ページの防災対策としまして、各種システムで、津波予測システムの運用ですとか、ハザードマップポータルサイトの構築、統合災害情報システムの運用などを行っている状況です。

取りまとめ後の実施状況については、以上のとおりです。

続いて、政策レビューの実施状況と今後の予定について、ご説明いたします。

資料1-2をご覧ください。今年度取りまとめの4テーマを含めまして、平成33年度までの5年分のテーマを一覧表にまとめております。平成33年度取りまとめの4テーマを、新たに選定したものでございます。

裏面にレビューテーマ選定に当たっての観点の、それから4テーマの概要についてまとめております。

まず1つ目のテーマ、平成33年度取りまとめテーマの「①i-Constructionの推進」については、生産性革命元年とする平成28年度から5年が経過する平成33年度に、建設現場における生産性向上のさらなる推進を図るために、評価を行うものでございます。

「②無電柱化の推進」は、無電柱化の推進に関する法律が平成28年に施行されてから5年を迎える33年度に、進捗状況等について検証するための評価を行うものです。

「③空港の安全の確保」は、規制当局と航空管理者等が事前予防的な取り組み等により安全性の向上を図るもので、評価結果を航空安全プログラムの見直し等に反映するため、評価を行います。

4つ目、「④地理空間情報の整備、提供、活用」は、基本測量に関する長期計画に基づいた取り組みについて分析を行い、次期計画策定に向けた検討を行うため、評価を行うものでございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

【上山座長】 以上について、ご質問、ご意見などありますか。

ないようでしたら、次の議題、2番、今年度の政策レビューの中間報告について、事務局から説明をお願いします。

【竹田政策評価企画官】 それでは、資料2をご覧ください。

事務局からは、スケジュールについてご説明させていただきます。

今年度初め、5月の第40回政策評価会と、その後6月、7月にかけての個別指導で、担当委員からご意見、ご指導をいただきまして、本日、評価書の構成案として説明させていただきますのが、本日の第42回評価会での中間報告でございます。

本日ご審議をいただいた後は、2度目の個別指導を実施させていただきまして、評価書の1次案を作成し、12月に各担当の委員にお送りさせていただきます。

1次案に対する委員のご意見を踏まえて修正等を行いまして、2次案を取りまとめまして、2月上旬までに、今度は委員の皆様全員にお送りさせていただきます。このときには、委員の皆様からいただいた意見を、どのように反映させたかがわかるようにお示しして、ご確認していただきたいところを明確にし、ご負担にならないようにする予定としております。

そして、この2次案に対するご意見、ご指摘を踏まえまして、最終の修正を行いまして、3月下旬には評価書を決定する予定といたしております。

また、このうち、総合物流施策大綱につきましては、政策レビューの作業を前倒して実施しておりますけれども、推進プログラムが年内に策定されるということで、これに合わせて評価作業、評価書の決定を進めてまいります。

スケジュールについては、以上でございます。

【上山座長】 ここまでのところ、ご質問ありますか。

それでは、早速各テーマの審議に入りたいと思います。

全部で4つあるのですが、原則各テーマ、1テーマについて20分、前半説明10分、質疑10分というやり方でやりたいと思います。時間が足りない分は、お手元に意見記載用紙がありますので、そこに書いて残していただきたいと思います。

最初の物流施策大綱は、今までにも議論してきておりますので、時間を半分に圧縮しまして、説明質疑合わせて10分と、短くいきたいと思っております。

それでは早速、総合物流施策大綱について、ご説明をお願いします。

【英物流政策課長】 物流政策課長の英でございます。

総合物流施策大綱についてのご説明をいたします。資料3-1をご覧いただきたいと思っております。

物流施策につきましては、おおむね5年ごとに、政府全体としての物流大綱を閣議決定しまして、その方向性に基づいて行う具体的な施策を、物流政策推進プログラムという形で別途まとめる形でやってきております。

今回、この改訂時期を迎えておるものでございますから、まず大綱の閣議決定等を先に行いまして、この年末に新たなプログラムを策定するというスケジュールになっております。その関係で、評価作業を前倒しで行っているというものでございます。

昨年10月と今年5月の政策評価会、それから、今まで担当委員である上山座長、加藤先生から個別指導をいただきまして、評価書の案を現在作成中でございます。年末までに新たなプログラムを策定したいと考えていますので、それまでに評価書を確定させたいと考えております。これから、各委員において評価書をご確認いただくという段取りになると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新たなプログラムに、この政策レビューをどうやって活用していくかをご説明したいと思います。裏側、2ページをご覧ください。

この政策レビューでは、これまでの委員の皆様のご助言を踏まえまして、個別施策の積み上げの評価を行いまして、その上で7つの視点から物流を取り巻く状況変化を分析いたしております。そして、それぞれの変化にかかわる個別施策の評価結果についても考察を行い、次のプログラムでは、これらの状況変化を踏まえた施策展開を図っていくことを考えております。

3ページで、その7つの分析と、それぞれの対応方針をお示ししております。例えば、(1)としております「ASEAN等のアジア諸国との関係の深化」でございます。アジア諸国では高い経済成長が続いておりまして、これまでのところ、生産の拠点として我が国の企業が進出していたところも、現在既に市場として成長している状況でございます。これからは、所得水準の伸びに伴いまして、冷凍食品、冷蔵食品の消費が伸びるという見込みがありますことから、単なる物流の進出だけではなくて、コールドチェーン物流の需

要が拡大するという一方で、既存のプログラムの評価におきましては、物流機材の規格化ですとかリターナブル化の推進等、物流システムの国際展開について高い評価を行っていますけれども、今申し上げたような状況の変化を踏まえますと、次のプログラムにおいては、コールドチェーンの物流サービスにかかるガイドラインの策定ですとか、国際標準化など、一層の対応を図っていく必要があると考えております。

それから、(2) 以下ありますけれども、例えば(5)でございます。新技術の活用につきましては、これは、手法でございますので、目的にはならないかもしれませんが、他の項目に関する施策を効果的に実施する上で新しい技術を導入していくことは、非常に大切な手段だと認識しております。ですので、こういった新たな技術の導入という切り口での対応がいろいろあるのかと考えてございます。

こういった、全ての(1) から(7) の対応を含めまして、それぞれの施策が相まって、物流の生産性向上が図られると考えております。

以上のように、この政策レビューの評価結果を踏まえまして、新たなプログラムを策定して、引き続きPDCA方式により施策の進捗状況を管理してまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

【上山座長】 以上について、ご質問、ご意見ありますか。

どうぞ。

【加藤委員】 ご説明ありがとうございます。

基本的にわかりやすい資料だと思いました。ただし、ご説明の最後に「生産性向上」というキーワードをちらっとお話しされたのですが、最終的にそれが目標だということならば、明確にそういう整理をされたほうがいいと思いました。あるいは、実はもっと多面的な目標を持っていて、その中の1つが「生産性向上」なのかもしれませんが、その辺がこの資料だとわかりにくいと思いました。

【英物流政策課長】 2ページの右側にある、6つの視点というのを書いていますが、7月に決定した大綱に基づきまして、生産性の向上に向けた視点ということで、これらを整理したところでございます。

ただ、生産性向上というのは、一番重たい課題であると認識していますけれども、それ以外にも、環境への対応ですとか災害のリスクへの対応といったことも、それ固有で見ても大きなテーマなので、それぞれ応じて実現していかなければいけないという課題だと認

識しております。

【上山座長】 私も同じような印象を持ったのですが、生産性というのは、いつもある当然のテーマだと思うのです。しかし、この2ページの資料を見ると、働き方とか防災とか新しいテーマが入っている。これらはいいいけれども、「革命的に変化する」が、よくわからない。これは多分、競争するとか、生産性のお話ですね。

ところが、技術を使うことが自己目的的な書き方になっている。革命的というのは、古い人から見るとそうだけど、世界的に皆こうなる。その中でどうやって先んじて競争力を確保していくのが大切です。

別に新技術を待たなくても、生産性を上げることはいろいろあるわけだし、例えば、今どき手法としてどうかかわからないけれども、生産性の悪い事業者に経営規模を大きくなってもらうために合併統合を促すとか、従来型の手法かもしれないが、経営改革もあると思う。そういう要素が薄まっている感じが、若干する。

【英物流政策課長】 まず、「革命的に変化する」という項目ですが、これは2ページの資料のつくり方が悪いのでわかりにくくなっているのですが、実は大綱そのものでは、この6つの視点の中で、「繋がる」「見える」「支える」「備える」の4つが中核的な概念であって、「育てる」とか「革命的に変化する」は、その目標を実現するための手法として重要なものだという分析をしております。

ですから、新技術の導入とは、おっしゃるとおり、それ自体は自己目的ではありませんので、生産性を向上させる意味で新技術を入れなければいけないということでもあります。生産性の向上としては、それ以外にも、おっしゃるとおり、企業の協働化を進めて、輸送を効率化するとか、それから情報の流通ですね、荷物の情報を上流から下流まで一貫して流れるようにして効率化するとか、技術以外にも当然いろいろな施策があります。ただ、最近AIですとかIoTといった技術革新が大きく進んでいるものですから、特に革命的に変化することで、こういう技術も大事にしましょうということを入れているという関係でございます。

【上山座長】 ほかの方はどうですか。

今の生産性のところが、次の3ページを見ても、あまり出てこないですね。これは、過去の個別指導2回と政策評価会が2回あって、そこで我々がマクロ、マクロと結構言ったもので、そちらに対する対応をかなりしていただいていたところもある。しかし、もともとの原点の業界の経営の近代化とか、この辺がばらけてしまった感じがややあるので、最

終的なまとめに当たっては、事業体としての経営体質の強化なども、もう少し考えていただければと思います。書き方の問題だけかもしれませんけれども。

たとえば、3ページの(2)に「トラック事業の経営環境改善」と書いてあるのけれども、働き方のほうに流れてしまっている。(5)も、新技術とかサプライチェーンとか新しいところ見ているのけれども、伝統的なところの近代化のほうがない。

では、これはよろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、次のテーマ、2番目、津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策について、お願いします。

【小善参事官】 総合政策局の参事官の小善です。総合政策局取りまとめでございますので、私から、全体の説明をさせていただきます。

お手元の資料をおめくりいただきまして、まず評価の概要でございます。この関係で言いますと、前回の評価会で、評価の対象でありますとか、国、県、市町村の役割について整理するよというところがございましたので、3ページ、4ページをお開きいただければと思います。そこを整理したものでございます。

まず、3ページでございます。この法律に基づく施策としては、一番左にございますように、まず基礎調査をして、津波浸水想定を設定して、推進計画をつくるなり、津波災害警戒区域等を指定するというものでございます。上の2つについては、これは義務になっておりまして、下の2つについては任意でございます。

時間の流れとしましては、まず1番の基礎調査がございます。それを踏まえて、津波浸水想定を都道府県が設定する。さらにそれを踏まえまして、市町村による推進計画の作成なり、または都道府県による警戒区域の指定が行われることになっております。国につきましては、それらの施策が行われる支援を行っているものでございます。

次が、4ページでございます。評価の対象の整理でございます。評価の対象としましては、国が行っている支援がいろいろございます。研修でありますとか説明会でありますとか、ガイドラインの策定等、そういうものを行っておりまして、それを受けて、今自治体でどれぐらい施策が実際に進んでいるかが、右側でございます。

基礎調査につきましては、津波の影響のある40都道府県全部で終わっております。津波浸水想定についても、そのうちの32で終わっております。推進計画につきましては、作成済みが9市町、検討中が約180の市町村となっております。警戒区域につきましては、40のうち6の府県で指定の実績がございます。

もう少し詳しく見ますと、後ろの35ページ、36ページでございます。具体の地方公共団体の名前でありますとか、いつその設定なり指定をしたかを、文字と地図のような形で作っております、これにつきましては、ホームページで公表もしてございます。

また4ページにお戻りいただきまして、このような、施策の今の実施結果になっておるわけですが、これを踏まえまして、左にあります国の支援施策が、実際に効果が上がっているかどうかを評価の対象とするということで、評価を進めてきてございます。

おめくりいただきまして、5ページから法律の概要でございますが、触れさせていただきたいと思っております。ご案内のとおりかと思っておりますけれども、6ページでございます。東日本大震災がございまして、これまでの想定をはるかに超える津波が発生した、大きな被害が発生したところでございます。

7ページでございます。これを踏まえまして、政府の中央防災会議等で、津波対策を検討してまいりまして、2つのレベルの津波を想定する必要性が整理されました。

頻度の高い津波、L1と呼んでおりますが、これにつきましては、海岸保全施設等のハードの整備をしっかりと行って、その効果を粘り強く発揮できるようにしていくということでございます。

最大クラスの津波、L2と呼んでおりますが、発生頻度は極めて低いですが、甚大な被害をもたらすものでございまして、減災の考え方に基きまして、ハード対策に加えまして、ソフト対策も重視しておこなっていくという整理がなされております。

次、8ページでございます。このような考え方を踏まえまして、国土交通省におきましても、社会資本整備審議会等でご議論いただきまして、緊急提言いただきまして、その上でこの法律をつくったものでございます。

この考え方は、やや繰り返しになりますけれども、大規模な災害を想定して、ハード、ソフトを総動員して、減災を目指すということでございます。

さらに、下の赤いところの「新しい発想による」の2つ目でございますが、一律の規制ではなくて、地域の実態とかニーズに応じた柔軟な制度を構築することになっております。

これを踏まえて、法律ができたわけでございますが、次、9ページでございます。これが、今までの、それ以前、東日本大震災以前の津波の法制度と何が違うかを整理したものでございます。津波対策内におけるこの法律の位置づけもあらわしているかと思っております。

まず、以前は頻度の高いL1を想定しておりましたが、この法律はL2を想定している

こと。さらに、従来は、東海地震なり、特定の地震なり津波被害への対策でしたが、今回のものは、将来発生しうる津波災害全般への対策になっております。また、計画につきましても、従来国、県、市なりがそれぞれをつくるということでございましたが、今回のものにつきましても、総合的な計画を基礎自治体である市町村が策定するという整理になっております。さらに、従来は防災、専ら防災の観点からの計画でございましたが、今回は法律面にもございますように、地域づくりの観点も加えた計画をつくることになっておりまして、こういうところが従来との違いでございます。

10ページ以下、法律の概要になりますので、少し飛ばしまして、16ページ以下でございます。取組状況、評価結果でございます。

まず17ページ、基礎調査でございます。これにつきましては、国が地形データ等提供いたしまして、津波の影響のある全ての都道府県で基礎調査実施済みとなっております。

次、18ページでございます。津波浸水想定の設定についてでございます。左の「国の支援内容」にございますように、手引きの策定でありますとか、意見交換会の開催、相談窓口の設置等行いまして、今現在、右の絵にありますように、40のうち32で津波浸水想定を設定済みでございます。残り8のうち3つにつきましても、今年度中に設定を予定してございます。

それを踏まえた評価でございます。一番下でございますが、おおむね設定が完了しております。残りの都県、地域につきましても、断層モデルが未整備によって設定されておられませんけれども、早期に設定がなされるように引き続き支援を実施予定という評価としております。

続いて、おめくりいただきまして、第4章が推進計画でございます。

20ページでございます。推進計画の作成に関して、国の支援としましては、ガイドラインの策定、国土交通大学校における研修の実施、または説明会の開催で、下のよう、24年以來ずっと行ってきております。説明会につきましても、下にございますように、津波浸水想定が設定されている32のうち24で、既に実施してございます。

続いて、21ページでございます。それを受けまして、現在、右のグラフにございますように、9の市町で計画を作成済みで、現在作成中のところも3つ、検討中も約180でございます。

左でございますが、計画は既につくった9に対しまして、支援でよかったもの等を聞きましたところ、ガイドラインの策定、説明会がよかったということでございます。国から

の支援であったらよかったもので、研修は28年度から始めたということがございまして、研修があったらよかったというところが67パーセントとなっております。

下の評価でございまして、作成済みはまだ9でございまして、検討中というところが伸びてきてございまして、さらにこれを計画作成に向けて、これらの分析を踏まえて対応を検討していきたいと思っております。

もう少し具体的に、22ページでございまして。計画作成が進まない原因を、計画未作成の市町村全てにお聞きしたところでございまして。

左でございまして、隘路が何かでございまして。まず、大きくは、下のグラフの②と④というように、計画の意義とか内容がわからないというものが22パーセントございまして。もう1つは、そのグラフの③とか⑤でございまして、作成手順とか方法がわからないというところが18パーセントございまして。

このようなことを踏まえた評価でございまして、そのようなニーズとか実情を踏まえて、もう少し工夫なり、支援の内容について工夫なりが必要だろうと思っております。

右でございまして。支援内容の認知度でございまして、国の支援内容を全く知らないというのが、まだ26パーセントございまして。まさに知っているところに聞いたところ、中身としては役立つというところが多かったところでございまして。

こういうことを踏まえまして、さらに市町村への周知を徹底しておくことが必要だろうと思っております。

続いて23ページでございまして。作成済みの計画の特徴でございまして。個別指導等におきまして、推進計画の参考となる事例であるとか、優良な事例であるとか、進捗しているのかという中身についても見るべきではないかということがありまして、9つについて見たところでございまして。

いくつかいい例がございまして、リスク分析等で、市内の地域孤立等のちゃんと分析をしているとか、高齢者なりの要配慮者についての記載を配慮しているとか、地元の産業についてヒアリングしているとか、観光地であれば観光客についても考えているとか、さらに住民の意識をちゃんと聞いた上で進めているという例がございまして。

さらに事業につきましては、計画に基づいておおむね順調に進捗しているということでございまして。特に、短期間での実現が可能な避難路とか避難タワーについては、既に実績が出てございまして。

このようなグッドプラクティスとかという参考を踏まえまして、このような例を横展開

していくことの工夫が、さらに必要だろうと思っております。

次、24ページが、警戒区域についてでございます。

25ページでございます。国の支援内容でございますが、説明会による制度の周知でありますとか、指定を考えている助言、自治体への個別指導、さらにハザードマップ作成の手引き等をつくっております。

市町村に聞きましたところ、9割が指定に寄与するということでございました。指定の状況につきましては、32の浸水想定が設定された都道府県のうち6府県で指定の実績がございますし、さらに静岡、沖縄でも、今検討が進んでございます。順調に、着実に進捗しているところでございまして、さらにこれらの分析を踏まえて、対応を考えていきたいと思っております。

【上山座長】 時間オーバーしているので、要点だけお願いします。

【小善参事官】 はい。

26ページでございます。左側、警戒区域の隘路でございます。住民の理解に関するものが5割とか、警戒区域のイメージに関するものが3割でございます。さらに、その理由については、調整とか警戒区域に理解に関する理由が多数ございました。ですので、警戒区域の意義、効果の理解促進が必要だろうと思っております。

さらに支援内容については、「知らない」が42パーセントでございます。「知っている」と答えたところについては8割が寄与すると思しますので、さらなる周知が必要だろうと思っております。

さらに、指定後の状況についてでございますが、効果でございます。防災意識が高まったであるとか、地域の協力が得られやすくなったという、肯定的な評価が多かったものでございます。

さらに住民につきましても、防災活動が盛んになったとか、防災意識の向上が図られた、避難訓練の参加が増えたという効果がございますので、こういう事例を横展開していきたいと思っております。

最後、29ページ、30ページで、評価結果でございます。評価結果につきましては、先ほど述べたところでございます。

推進計画について、今後の方向性でございます。ガイドラインは、これまでどういうことを書くかということを書いていたわけですが、意義でありますとか、どうつくっていけばいいかというプロセスも加えたガイドラインを改定したいと思っております。

さらに支援体制につきましては、デリバリー型ということで、市町村内のニーズにあった細かなサポートをしていきたいと思っております。

さらに、周知につきましても、これまで県を通じて行ってところがございましたが、市町村に直接、今回のアンケート結果を踏まえた直接の発信等をしていきたいと思っております。

警戒区域については、30ページでございます。評価は、先ほど述べたとおりでございます。今後の方向性につきましては、先行事例をまとめた事例集をつくっていくことと、さらに支援体制を新たにつくりまして、全国自治体に向けた周知と支援を行っていききたいという評価にしたいと思っております。

後ろは、これまでいただいた意見等でございますが、説明を省略させていただきます。

【上山座長】 ご意見ある方、どうぞ。

【佐藤委員】 ご説明ありがとうございました。

おそらく、この施策の出口はと言われると、推進計画の作成と津波、災害警戒区域等の指定になってくると思うので、出口ということに関して言うと、まだまだこれからかと思えます。

これから、多分これは国、地方自治体に対して、補助金を使ってどうこうという話でなくて、まず説明会とかガイドラインとか、そういう形での人的支援だという、助言的なものだと思うのです。

特に、これから課題になるのは、今のところ9団体とか限られていますけれども、例えば推進計画をつくっているところとか、あるいは警戒区域を指定した地域において、やったという結果よりも、どうやってコンセンサスをつくっていったのか、特に警戒区域の指定について、住民からの、いろいろと思うところはあるでしょうから、その中においてどういう形で合意形成に至ったのか、そのプロセスも見える化して、それも優良事例として紹介していくことをやらないと、自治体としても言われても、どこから始めたらいいいのかわからないのが実態だと思うので。そこかと思えます。

あと、推進計画については、もうちょっと県の関与があっているのかな。自治体、市町村自身が、推進計画が、市町村が任意という形でやっていますけれども、正直言うと、市町村自身は当事者意識があるのかという問題もありますので、これはもうちょっと県に、何と言いますか、「隣がやっていないから僕はやらない」というのが基本ですよね、市町村は。だから、なら県が「皆で一緒にやろう」と言えばいいだけのことですので、県にもう

少しイニシアチブを持たせていいのではないかと思います。

以上です。

【上山座長】 ほかの方、どうですか。

【田辺委員】 何点かございます。

全体の、前回申し上げたことに関しまして意見を言って、それに対して適切に対応していただきまして、ありがとうございます。特にボトルネックが何であるのかは明らかにしないと、にっちもさっちもいかないということで、その点をきちんと整理していただきまして、その点は評価したいと存じます。

ただ、進んでいるかという、アウトプットのところです。この、現時点で見ると、まだまだと、普通は思うのではないかと思います。

例えば、計画の策定でいいますと、検討中が180ですけれども、やっているところ、やり始めたところが180ですが、おそらくこれは全体の割り算からすると680という数字が正しいと思いますので、680の中から、現在やっている190ぐらい手をつけたところがあるわけですが、逆に言うと手をつけていないところがほとんどで、そこはほんとうに何なのか。市町村の規模が小さいのか、それとも、範囲が大きすぎるのかと、その特性に関する分析も見せていただいたほうがいいのではないかと。

おそらく手元にあるデータだけで、市町村特性と何かクロスさせれば出てくると思いますので、そこら辺を試みていただくと、こういうところがやっていないのだと、よりサポートの仕方が、相手の特性に合わせたものが出てくるのではないかとということでございます。

2点目は、警戒区域であります。これは、財産権に関わるものは難しいのだろうということはずぐ理解するのでありますが、もう少し何とかならないのというところがありまして。それは、先ほど佐藤委員の質問の中にもありましたけれども、うまくやったところは、どこをうまくやったのか。つまり、できていないところのボトルネックはわかっているわけですから、そこをどう超えていったのか。そこを、わりと細かい情報として提供して、同じことをやってみたらということかもしれませんが、そこを出していただいて、フィードバックをかけるという方向で、お願いできればと思っております。

初めに戻りますけれども、全体の評価としては、4つの柱があって、それを主体別に国、都道府県、市町村で何をやっているというのをきちんと整理なさって、ボトルネックもはっきりさせていただきましたので、それをフィードバックに向けて、何をしなければいけ

ないのか、何がさらにできるのかを、もう少し情報として展開していただければという気がしております。

【上山座長】 私からも1つあります。

これは、評価の作業としては、今、田辺先生がおっしゃったとおり、順当な手法で、着実に現状を率直に評価されている。役所のこういう仕事で、計画作成が進まない原因分析まで掘り下げて、ちゃんと公開して出されているのは珍しい。非常に実証的にやられていてよいと思います。

ただ、関係者の数が多いこともあると思いますが、国家的テーマで、5年前に法律までつくって、鳴りもの入りでやり始めたわりには、あまり進んでないという客観的な状況にある。それに照らしたときに、今回の政策評価を、普通の評価と同じように粛々とやっていていいのかというと、物足りない。これを材料にして、かなり踏み込むようなところまでやっていただきたい。

気になるのが、22ページを見ると、計画作成のメリットがわからないとか、あるいは具体的なイメージが持てないとか、これは、基本的な疑問だと思う。警戒区域の話は、もちろんつくりたくないという人たちも一部いると思うけれども、住民から警戒区域の指定を求められていないからつくりたくないと回答している自治体があったり、この辺は、根本的な認識そのものを変えていかないとだめです。となると、これは具体的に、個別に洗い出して、実際に中でどうなっているのかまで、今回の作業を契機として、ぜひ踏み込んでやっていただきたい。評価報告書がどうなるかはともかく、現実が変わることを、ぜひお願いしたいと思います。

要は、評価報告書の作成はとてもうまく進んでいるが、現実を変えることはあまり進んでいない。報告書づくりをきっかけに、各市町村とか県の協力も仰いで、がんがんぜひやっていただきたいと思います。

【加藤委員】 僕も一言いいでしょうか。

今の点ですが、住民の理解がないからつくりたくないというのはおかしい話で、このつくるプロセス自体が、住民に対してある種の教育やキャパシティビルディングをする行為であるというふうに発想を変えないと、受け身でやり続ける限り永遠に先に進まないと思いました。

【上山座長】 どうぞ。

【村木委員】 今のご意見と関係するのですが、そうすると、今後の方向性という、最

後に出てくる、29、30ページのところをどれだけ厚くできるかかなという感じがしたのですが、私自身は、この「対応方針2」の「デリバリー型サポート」が、一体どのくらいデリバリーするのが気になるところです。

押し売りでもいいので、そういった課題を持っている市町村に対して、国が横展開できるとか、仮にいいところがあったら、その職員を派遣するとか、何か組み込んだものがあったらいいのかという感じがいたしました。

【白山委員】 私もこの29ページが非常に気になっておりまして、「デリバリー型サポート」とは具体的にどうやるのだとか、「ダイレクト型情報発信」は、言葉はいいのですが、それが網羅的に、どのようなマイルストーンで実施されていって、その後のフォローがどうなのというようなところまで踏み込まないと、現実的にはなかなか難しいので、そのあたりの方向性を、もう少し具体的に示すだけでもいいのではないかと思います。

【上山座長】 委員の関心が、とても高いということがわかりましたけれども、そういうものを材料に、さらに頑張っていただきたいと思います。

時間がないので、お話を聞く時間はありませんが、引き続きよろしくお願ひします。

【小善参事官】 ありがとうございます。

【上山座長】 それでは、次のテーマに移りたいと思います。離島地域の振興施策について、お願ひします。

【佐藤離島振興課長】 離島振興課でございます。私は8月に来ましたので、よろしくお願ひいたします。

資料3-3になります。

まず、今回の離島地域における振興政策とは、実は離島振興課が持っている業務の全部でございます。どの部分を今回対象とするのかということで書いておりますのは、2ページを、もう一度確認させていただきますと、10年の時限立法で、平成25年度一番新しいものがつくられておりますので、その25年度以降に実施された離島振興政策について対象としますということです。

評価の視点は、3つ。基本方針や離島振興計画に基づき、振興政策が確実に実施されたか、実施された振興施策はどのような成果をもたらしたか、それから、今後の課題は何かでございます。

それから、前回意見をいただいております、変更したところを中心に、簡単に補足させていただきます。

資料の5ページと6ページに、離島振興の意義がわかりにくいというものがありましたので、離島振興の意義を、もう一度ここで確認をさせる形で掲載させていただいております。

離島は、国家的な役割と、国民的な役割を持っているというのが、5ページ。

6ページですと、離島というのが、四方を海に囲まれていて、ほかの地域と比較して厳しい条件下にある。あと、条件不利地域と一般に言われるところと比較しても、高齢化率が一番高いですとか、人口増減率も比較的高いという特徴があるというところを、表で出させていただいております。

そのほか、食料品とか家庭用品、消耗品の高いことですとか、交通で定期航路がない離島が14パーセントあるとか、4割の離島では医師が不在だとかといったことも書かせていただいております。

8ページに、「離島振興法の変遷」で、変遷をわかりやすく書いてほしいという、経緯を整理してほしいというのがありましたので、8ページの「目的」で、昭和28年にできた法律です。もともと後進性の除去というのがあったのですが、平成5年になりますと、離島の果たす国家的役割が明確化されたことに加えて、平成15年に離島の自立的発展を促進するという定義が入りましたし、直近では、著しい人口減少の防止ですとか定住の促進というのが入ってきたと。

施策の対象の拡大というのがありまして、これは上の目的と必ずしも一対一対応はしていないところではありますが、昭和48年から医療の確保が入ったこと、平成5年から福祉、交通などが入っておりますし、平成15年から農林水産業の振興、25年からはエネルギー対策や防災対策、観光などが入ってきている。

事業内容につきましても、基本的に25年よりも前は公共事業中心でやってきたのですが、けれども、そこに離島活性化交付金というソフト的な支援をすることも入ってきたのが、離島振興法の変遷でございます。

9ページは、その離島振興法を簡単に書いてございます。

10ページに、離島振興基本方針を、もう一度見ていただきます。この中で、離島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項と書いてある、14の項目がございます。

「交通通信の確保」から「人材の確保・育成」に至るところまでの14項目について個別に評価をする、それを最終的に総合評価する形で、評価書をつくっていきたいと思っております。

11ページ、12ページは、前回お見せしましたが、28年度に、この14の項目あるいは総合の項目にどういったことをしてきたか、平成28年にどういうことをしてきたかを抜き出したものでございます。

13ページは、関係予算でございます。

14ページに、離島活性化交付金がございます。今、直近でやっているものは、この部分でございまして、特にこの部分を中心に評価いただくことになるのかと考えております。

15ページが、直近でつくりました、4月に出しております離島創生プランです。そこでは、もともとの課題は、現在の課題が、島固有の資源を必ずしも効果的に活用できない、あるいは国境離島への関心が深まっているけれども、島を訪れて体感することが実際にはまれであるとか、オリンピックなどを契機に人が来る、外国人の方がいらっしゃるわりには離島にどうやって呼び寄せるかが課題になっているということで、滞在交流型観光を通じた島の活性化をしたらどうかというのが、最近の方向性、新たな方向性として取りまとめられてございます。

16ページからは、第3章、個別事項の重要分野の評価ということで、方向性としては、4段階で、一応記述させていただこうと思っております。まず各分野の目標を記載している離島振興基本方針をおさらいした後、都道府県、市町村のアンケート結果を踏まえて、具体例を含む取り組み状況を確認。その後、離島統計年報とのデータで、データ、あるいは市町村に対する、都道府縣市町村に対するアンケート結果を踏まえて、評価と課題を抜き出し、それを踏まえて、今後の方向性を書いていく。

今回は、16ページから結構長く書いておまして、48ページまで、5つの分野、先ほどの14の中の5つの分野、産業分野、医療分野、教育分野、観光分野、人材育成分野についてだけ抽出して記載させていただいております。

このアンケートは、28年4月1日に、離島の振興対策の実施地域を有する26都道県及び111市町村の260島に対して行ったものでございます。サンプル的に、5つの分野なのですが、時間の関係上、まず産業分野だけ、簡単にご説明させていただきます。ほかの部分は、質問で対応させていただこうと思っております。

18ページをご覧くださいますと、産業分野で、離島振興基本方針にどういうことが書いてあるかで、特に島でございまして、農林水産業の振興、水産動植物の生育環境の保全及び改善、地域資源等の活用による産業振興等という3つの大項目で書いてございます。

その農林水産業の振興の中では、農林水産業の生産基盤の強化ですとか、農林水産業と

観光業の一体的な振興ということが書かれてございます。こういったことが書かれているということで、市町村のアンケートで、取り組み状況を確認しているのが、19ページでございます。

これは、24年度と27年度の取り組み状況について聞いているアンケートがございまして、これの比較をしたということです。

例えば、産業基盤の強化ということ、取り組みがどうだったかに関して、実施しているところが、24年が42パーセントだったものが、27年だと46パーセントで、増えているということで、多くの項目で取り組みが増えている。特に「人材の育成及び確保」、「流通に関する費用の低廉化と販路の拡大」、「市場の確保及び開拓、地場農林水産物の利用の拡大」等の取り組みは、増加してございます。右側に、実際の取り組み内容を書いてございます。

具体例として、20ページ、21ページに、どのようなものがあるかを、簡単に書かせていただいております。小呂島のケースで、まき網組合をつくったことですか、鳥獣害防止対策も取り組みが進んでいる、ある程度増えているということです。

21ページは、愛媛県のケースで、レモンなどを使った、振興している。あるいは、壱岐のケースでは、サテライトオフィスをつくっていることもあります。

22ページをご覧くださいますと、データで、これは、過去からあります離島統計年報を使っていますので、今回の評価の対象は、25年度以降ではあるのですが、一応参考までに全部つけさせていただきます。

昭和60年から平成22年にかけて、第1次産業、第2次産業就業者の数は、大幅に減少はしています。一方で、農林水産業の生産額の推移を見ると、いずれも減少傾向ではありますが、平成22年以降は、下げどまりの兆しが見えていることがあらわれております。

そこで、アンケート調査の結果が23ページでございまして、明るい項目はプラスの評価、暗めの項目は、どちらかというとマイナスの評価でございます。

産業分野では、都道府県のほとんど、96パーセント。市町村の6割が、計画以上または計画どおりの成果が出たという回答がありました。他方で、市町村の約2割が、計画を下回る成果しか出なかったという回答もある。

課題としては、これはアンケートの中身からですが、人材の確保が難しくなっているとか、働くところがない、若い人の就業の場所が少ないといった項目があります。

そこで、産業分野として今後の方向性としては、農林水産業の振興に関しては、雇用と

一定の所得を確保することが重要でと、新たな担い手に対する就業支援、生活支援等の人材の育成の取り組みや技術の開発及び普及が必要と、こういった個別の項目で記載をさせていただくことにしようかと思っております。

25ページからは医療、31ページからは教育、38ページからは観光、44ページからは人材育成となっておりますが、少し飛ばさせていただきます、第4章の総合的な評価を、どういう方向と考えているかを、簡単にご紹介申し上げます。

総合的な評価については、まず3章の個別重要分野を総括する表をつくって、少し総括的に何かできないかと、必ずしも今抽出できておりませんが、そういったことと、都道府県、市町村のアンケート結果を踏まえた総合的な評価、それから、離島振興法の真の大目的は、離島の無人化の防止でと、人口の著しい減少の防止でございますので、人口増減データによって総合的な評価をすることで、今後の方向性を出すということはどうだろうかと思っております。

50ページ、51ページが、先ほど、今回ありました5つの分野でまとめてみると、どのようなイメージになるかで、分野、法律の目的、それに応じた、産業に関しては事実的発展の促進でと、医療に関しては生活の安定とかといったものが、法律の文言では書いてございますので、こういったものを抜き出し、取り組みというのが先ほどのアンケートの結果で、増えたものについては、赤あるいは橙色で、赤のほうがより増えているものになります。そして、データによる評価、都道府県、市町村による評価。都道府県、市町村、島民が指摘する課題を、こういう形でまとめてみたらどうかということです。

そこで、上のボックスに入っております総合的な評価のイメージが、今このままで書いてみるとどうなるかということで、本来は14分野をやらないと、なかなか全部の評価はできないので、必ずしも適切でないかもしれませんが、今の段階だと、各分野において、農林水産額が下げどまりの兆しがあるとか、学校数、児童数及び生徒数の減少が、全国よりも大きい等があった。一方で、都道府県、市町村、島民が指摘する課題としては、人材の確保が難しい、小学校、中学校がなくなるなどがあったといった、一般的なことになってはいますが、これを少し充実させていきたいと思っております。

52ページをご覧くださいと、アンケートで、都道府県と市町村に、全体的に、ではどうだったかということを知っておりまして、全都道府県の88パーセント、全市町村の77パーセントが、全体で見ても総合的に見ても、計画以上の成果が出たと回答しています。

ただ、一方で、課題としては、担い手の確保ですとか、雇用機会の確保、交流人口の拡大等が必要であるということが出ています。

これを、もう1つの、53ページに書いてございますものは、この14分野につきまして、横軸がこれまで重点的に取り組んだ分野としては、都道府県で、どれぐらいのパーセンテージが、それを取り組んできたか……。

【上山座長】 時間が大分押しているので、要点だけお願いします。

【佐藤離島振興課長】 わかりました。

では、54ページで、人口増減に、データによって、総合的評価をしようということで、今回見た中では、17島では増加をしている。その17島で増加をしているものについて、55ページ、56ページで、どういった理由でざっと考えられるかを市町村から聞き取っておりますので、それをまとめている。

あとは、データでその推移を見ていくというのがありまして、人口が増加した離島では、年少の人口とか生産年齢人口が占める割合が、比較的大きかったことが、57ページに書いてございます。

60ページまで飛んでいただきまして、ほかにどのような傾向があるかは、第1次産業の生産額が減少している離島は人口減少が著しい傾向があるということで、第1次産業が安定している必要があるのかというところがあるということが出ております。

61ページをご覧くださいますと、小学校があるかないかによって、かなり人口減少に及ぼす影響は大きいことはわかっておりますので、こういったところに歯どめをかける必要があるのではないかということが示唆されることとなります。

それで、全体の方向性として、62ページに書いておりますように、省かせていただきますけれども、このような形で方向性をまとめてはどうかと、今考えてございます。

【上山座長】 ご意見お願いします。どうぞ。

【佐藤委員】 いろいろとデータ、アンケートを出していただけるのはいいと思うのですが、ただ、今回のこの振興施策の中でも、多分鍵になっているのは、おそらくこの離島活性化交付金ですね。15億円なので、予算としてもそこそこでしょうけれども。では、これの効果は何だったのという、これは出てない気がするのですね。

つまり、離島にいろいろ聞いたけれども、それは決して交付金の話を聞いているわけではないので、本来は交付金を受け取ったところと受け取っていないところを見て、例えば定住はどれぐらい違うのか、どれぐらい産業が起きたのか、観光客がどれぐらい増えたか

とか、何かそういう比較をしないと、多分交付金自体の評価にはなっていないというのが1つ目です。

あと、アンケートを見ても、非常に定性的で、僕たちよくできたねというのは、感覚で、取り組んだ結果、計画以上の成果が出たとは、計画は何だったかというところから始まりますよね。だから、何となくそれは、非常に定性的であって、もともと計画自体が甘かったかもしれないし。

それも勘案すると、この主観的な評価は、どこまで評価していいのかは、怪しいかという気がします。むしろ、データで見た客観的な評価と一緒に出されているので、軸としては、そちらが、情報上の価値は高いのかという気がしました。

あと、55、56ページで、人口が増えたところに、どうして増えたのかを聞いているのですが、これは、因果関係は逆でありまして、東大生を見たら東進に行ったという人が多いのは、別に東進に行けば東大に行くわけではないのと同じで、つまり人口が増加した地域に、私は何をしましたかという取り組みを聞いても、同じ取り組みをして、実は人口増加していない地域がほかにあるかもしれないわけですね。東進に行っても東大に行けない人がいますから。

よって、ほんとうは、人口増加している地域としてない地域と両方見なければだめで、その中で、では人口増加したところに見られる取り組みとは何なのだというのを見ないと、成功者の、成功した事例だけ見ている、実は、取り組み自体は、皆がやっている可能性があるということなのですね。その辺りの分析がもう少しないと、ほんとうのところは見えてこないかという気がしました。

あと、こちらの件、第3次産業の比率が、日本も、全部そうですけれども、離島で第3次産業と言うと、パッと浮かぶのはもちろん観光ですが、これは意外と公共事業ではないか、建設事業ではないですかという。だとすると、結構公共事業に依存している体質が、実は離島にはあるのではないかというのが、1つあるのです。違っていたら違っていいのですが。この第3次産業の内訳とは、本当は何だろうと。

【山本委員】 今、佐藤先生が言われたのは、そのとおりです。

プラス面で考えていくと、このアンケート調査の活用は、もう少しできると思うのですね。だから、結局取り組み状況とどういう関係にあったのかと、あとは、離島単位でもうちょっと細かくできないのかですね。市町村にいっぱい離島がぶら下がっているわけですので。だから、もう少しそれを丁寧にやらないと、市町村単位と、あとハードなデータは、

離島単位のデータなので、それはつながらないので、そこら辺は工夫していただければと思います。

【上山座長】 どうぞ。

【田辺委員】 私は、1点だけです。

アンケート自体を、私自身はおもしろいと思って見ていたのですが、ただ個別のおもしろさなので、全体としてどうなるのかはわからないところがございます。

最後の取りまとめ、人口増減のところ、増えたところとそれ以外という形にしているのですが、ただ、増えたところが17で、残りが大体200幾つなので、その残りの200幾つを、これある意味ではいっしょくたに扱ってしまっている感じがします。

だからもう少し、例えば、10パーセントぐらい、マイナス10から20、マイナス20以下とかやって、それで、ソーティングして、ほかの施策と比べて、クロスさせてみると、もうちょっと情報量として何かできるのではないかと。

要するに、トップクラスがやっていることだけ見ていると、おそらく全体の離島施策の持つ意味はわからないところがありますので、減少していても、減少が少ないところと大きいところとは差があると思うので、その情報をつけ加えて、かつ佐藤委員がおっしゃったように、何をやったのかとクロスさせてみると、もうちょっと、有用性の高い情報というのでしょうか、大きく減少した地域と減少が少なかったところの差を出せということですが、その点、この離島振興に関しては、全体が下がっていますから、やらないといけないのではないかと気がしたということでもあります。労力がかかるかもしれませんが、やる価値はあるのではないかと考えています。

【上山座長】 どうぞ。

【村木委員】 6ページで、状況というのが最初説明されていると思うのですが、これなどは、複合的に医師がいない、何とかがない、何とかがないという島と、結構その数が当たらないところがありますよね。

その状況みたいなものをもう少し説明した上で、施策の展開をしていったときに、人口増になっているのが、ないないの島で人口増になっているのか、それとも状況がいいからよくなっているのか。

全部の施策は、一くくりに評価しなければいけないことが、64ページに回答で書いてありましたけれども、それがあ一方、現状の状況の上にそれが成り立っていると思いますから、もう少しその辺りの評価をしっかりといただいたほうがいいのではないかと

思いました。

【上山座長】 どうぞ。

【加藤委員】 離島の多様性についてですが、確かに個別の島ごとに評価するのは無理だし、代表的な島だけ取り上げるのもあまり意味がないというお答えはよくわかるのですが、たとえば離島をある程度分類する必要があるのではないのでしょうか。その上で、さきほどの村木先生の言い方に従えば、それぞれの現状に応じてどういう施策が必要で、それに対してどういう対策が実際に行われているのかという分析をしないと、全離島を同じ方法で評価しても、ピンとこないという印象を持ちました。

【上山座長】 私も各委員の意見と近いのです。

これは人口が増えるというところが、法律のたてつけとして大きな目標になっているのですが、それ以外に目標が、あまりはっきりしていない感じがするのですね。

それで、やっている施策は、やったほうがいいことがいっぱい書いてあって、実際にそれぞれ、14個ですか、個別に見ていくと、それぞれそれなりにいろいろな効果を出していることの確認はできている。インプットしたらアウトプットが出ているということの確認という意味では、施策評価の作業としては基本的なところはきちんとできている。事例とか具体性とかアンケートもあるし、必要な要素は結構そろっている。しかし、全体を足してどうというところがよく見えないというのが、各委員の共通の意見だと思うのです。

島のタイプ別に分けて、全体まとめ的なことをやっていただくのは、1つの方向だと思うのですが、もう1つは、何か中間的な指標がないのかと思うのです。例えば、島出身で大学卒業した人が、どれぐらい戻っているかという、活性化指標みたいな中間的な指標。それがプラスのときは、人口が減っていても、AはつかないけれどもBがつくとか、その指標、中間的な指標のリストみたいなものがあるといい。そういう中間的なものがなくて、この14個の、アウトプットに関する指標だけがあるので、役所がお金を出した分は頑張っていますという各論がずっと続いているだけで、島全体で頑張っていますというのが、よく姿が見えない。

あともう1つは、評価の視点で必要なのが、地元の努力。何か評価できないのか。要するに、市町村がすごく頑張っているところは、結構お金を渡しても使い方がうまいと思うし、必要なところにうまく使っていると思うのですが、そうでもないところは、お金をもらいに来ないとか、あるいは渡しても公共事業で使ってしまったら終わっているとか、市町村のキャパシティと言いますか、そういったところの評価もできないものではないでしょうか。

あと、各県の努力。これは、島という単位か市町村か、ひょっとしたら県かもしれない。

役所がやっている仕事が基本的に14個ダウンとあって、あとは人口だけという感じがする。間に何かないのか。そこの論理構成を、もうちょっと考えていただいたほうがいいと思いました。

時間がないので、言いつばなしで申しわけありませんが、あとは個別指導でやっていただければと思います。

では、次。海運からの温室効果ガス排出削減策ですね。

【田淵海洋・環境政策課長】 海事局でございます。

資料3-4になります。

まず、1ページをお開きいただきまして、評価の一番上です。我々の施策の目的でございます。GHG排出削減に向けて国際的枠組みづくりと、それから、研究開発・普及促進を一体的に推進、これが施策でございます。

具体的には、まず2ページにいていただきまして、CO₂と、国際海運の位置づけ、日本の関係を、この2ページの左下側に示しております。国際海運の比率が約2パーセント。その中で日本の位置づけが、造船のシェアで世界3位、海運で2位というものです。

4ページをお願いいたします。レビューの期間に国際基準の策定、技術開発で、何をやったか、これがレビューの対象になります。

国際基準につきましては、新造船への排出規制の段階的な規制値の見直し。燃料消費実績報告制度という新しい規則の立ち上げ。さらに、GHG削減戦略への取り組みを開始したというところ。あと技術開発については、支援事業をしております。

具体的なところで言いますと、まず12ページをお願いいたします。国際基準のうちの1番目、燃費性能でございます。下の図のように、段階的にCO₂の燃費の削減をしておりますけれども、これのフェーズ2、2020年からの削減、これは20パーセント削減するのだということができかどうかという議論を、このレビューの期間にやりました。

それから、13ページでございます。燃料消費実績報告制度を、ちょうどレビューの期間に検討をし、条約採択までもってきた。

14ページ。国際規則の3つ目でございます。IMOでのGHG削減戦略の検討の立ち上げでございます。

16ページ。これは、研究開発への支援です。ちょうどレビューの期間で、研究費の3分の1補助、研究費総額で言いますと40億円の事業に対しての補助をしております。

このようなものが施策の概要でございます。

評価にまいります。17ページ、この評価の、まず全体像です。アウトプットとして、施策の実績として2点。国際基準を、我が国の主導で策定できたのかどうか。それから、2点目が、技術の支援が、製品化等に結びついたのかどうかです。さらに、アウトカムとして、どのような効果が出たかについて、国際基準について言えば、排出量の9億トンの削減という効果、それから、技術開発の支援につきましては、商品の優位性につながったとしているものです。

具体的に、個別に申します。18ページ、アウトプットの1つ目、国際基準の主導のうちのさらに1つ目です。燃費性能の第2段階目の規制でございます。これにつきまして、削減のレベルが実現可能かどうかという、この技術面で、日本の技術についての説明をして、いろいろな国が、19ページに少し書いておりますけれども、いろいろな意見がある中で、可能なレベル、実現可能なレベルを示して、日本がコーディネーターとして取りまとめてきたというところなんです。したがって、ここは日本の主導で行いましたという結果が出ております。

それから、20ページ。国際基準の2つ目、燃料消費実績報告制度。ここが、日本がどのような主導的役割を果たしたかですけれども、レビューの期間で、こういった制度をつくりましょうということ、それから、全ての条約案文について日本が提出し、それをもとにして、条約が成立しております。主導ができてきたというところなんです。

21ページは、国際基準の関係の3つ目でございます。削減戦略。これは、まだ議論の緒についているところでございます。これからどういうことを検討していくのかというロードマップを日本から提案して、議論を始めたところで、今主導に取りかかっているところだと思います。

めくっていただいて、22ページですね。今度は、研究開発への支援です。それがどういう結果、成果を出しているかでございます。

下の表にありますように、下の表の右端の欄、既製品の導入事例にありますように、技術開発の補助をしたものにつきまして、一部、多くのものが商品化に入っております。濃淡あります。かなり商品化で、実績があるものと、まだこれからというものがありますが、一定の成果が出ているところなんです。

23ページは、研究開発の成果の2つ目、条約基準への活用です。先ほど18ページ、19ページで燃費性能の話をしていただきましたが、それに加えて、安全基準について、新しい

燃料、重油に代わる燃料のシステムについての安全性といったところについての基準への反映ができたというものです。

ここまでが、アウトプットでございます。

24ページ、アウトカム、効果についての説明でございます。24ページは、条約の国際基準が、どのような効果が出ることになったかですけれども、2050年の排出量予測で、ビジネス・アズ・ユージュアルから9億CO₂トンの削減効果が出るという効果になっております。

それから、2つ目、研究開発の関係での成果、25ページです。右下のグラフになります。省エネ性能、造船の省エネ性能がいいということで、受注量のシェア、これが2015年時点で3割弱にまで回復しているところです。

ここにつきまして、前回、為替の影響と相まって、省エネ性能の評価がどれくらいあるのかがわからないというご指摘がありました。次のページで、その点につきまして、造船所からアンケートをさせていただきました。赤く囲んでおりますけれども、多くの企業が、省エネ性能が商談の成立に結びついたという評価をいただいているところです。

下へ行って、結果として、29ページ、その国際基準の策定と技術開発・普及、一体的推進ということについて、アウトプットではそれぞれ日本がリードをする、あるいはその補助金をする、しますということでのアウトプットが出ている。また、効果につきましても、CO₂の排出量、商品、製品の優位性で効果が出ていると考えるところです。

最後、今後の、第4章になります政策の方向性ですけれども、33ページになります。引き続き、海事局といたしましては、国際基準の策定の主導、技術開発の推進と、一体的に進めていきたいと考えております。

下の図、左側が、これからの国際基準の予定です。それから、右側の取り組みは、現在制度設計をし直して、新しい補助金のシステム、導入のためのスキームを、法定、新しく法律を改正して準備をいたしました。これを実施に移して取り組んでいくと考えております。

以上でございます。

【上山座長】 ご意見お願いします。

はい。

【佐藤委員】 この出口のところで、最終的には日本の技術がグローバルスタンダードになり、日本の造船業にも技術的優位が言われるだろうと。

船を見ているのですが、この間の財務省の財審でもう1つが話が出てきた、LNGバンカリングで、33ページにも書いていますけれども、これから天然ガスを燃料とする船が増えてくるだろうというときに、これがもしかしたら日本の、港湾の一発逆転になるのではないかと、要するにLNGバンカリングをいち早く日本の港で提供できるようにすることで、釜山とか上海に勝てるのではないかという構想も一方である。これも1つの出口だと思うのですね。

多分局が違うからこういうストーリーになるのかもしれないですが、そういう、船ではなくて、船だけではなくて、今言った港湾とかというインフラについても、日本の戦略拠点、国際的な拠点になり得る、そちらも1つの出口ではないかと思ったのですが。

【田淵海洋・環境政策課長】 ありがとうございます。

ご指摘の点、実際には港湾局と連携をしております。どこの港からバンカリングの整備をするのがいいか。それから、荷主ですね、どこの荷主を捕まえていくのがいいのか。全体的なところ、これは、経産省も含めて、内々相談を始めているところです。

おっしゃるとおり、バラバラにやるより、全体としてシステムチックに取り組んでいくことを考えています。

【加藤委員】 とてもうまくいっているという話で大変感銘を受けたのですが、国際標準化は国土交通省内でも多くの部局が頭を悩ませている問題なので、なぜ今回のケースではうまくいったのかを、そのプロセスや、どういうところが成功要因なのかという分析も含めて、ぜひとも記載していただけないでしょうか。

それは、他部局にとって、大変参考になるのではないかと思います。

【田淵海洋・環境政策課長】 はい、ありがとうございます。

資料の6ページが、本件で言いますと、国際的なところの事例でございます。ワーキンググループの議長でありますとか、あるいは、その作業グループのコーディネーター、これ、日本が押さえております。日本が押さえることで、議論をリードしていく。それで、また議論のリードで、各国から評価を得て、さらに議長のようなポストをとっていくことになります。この6ページでいきますと、一番左側の副議長に「斎藤」という日本人がおります。これは、右側のワーキンググループ2の議長も兼ねているのですけれども、非常にうまく議論をリードしたということで、来年4月からMEPCの議長になります。

こういった形で、他国の信頼も得ることを、時間をかけて積み上げていくことを、地道にやるしかないのが、我々の経験です。

【加藤委員】 なるほど。

もしそうだとすると、以前からどういう仕込みをしてここに至っているのかも、ぜひ書いていただけるとありがたいと思います。

【白山委員】 非常に細かい話で恐縮なのですが、25ページの円高是正のところ、為替レートが中立的な要因になると省エネ技術が優位に働くという展開だと思うのですが、次の26ページでアンケート的に分析しておられるわけですが、2013年以降の受注に関して省エネ、右側ですね、こちらは結構ばらけていたりとか、あと、このアンケート結果が15社中12社回答という状況で、非常にサンプル数も少ないこともあり、の未回答の3社の具体的な内容など、全体的な量的なバランスの観点から、その3社が重要な3社ではないのかどうかなど、もう一歩詰めていただいたほうがいいかと思いました。

【田淵海洋・環境政策課長】 持ち帰って、見直して、もう少し分析的な表現ができるかどうかを見たいと思います。

【上山座長】 ほかにありますか。

1点だけですが、これは、IMOと日本を前提にしていますけれども、ほかの国際機関とかEUとかは、あまり影響しないのですか。

【田淵海洋・環境政策課長】 EUも、国際基準の3点目のGHG削減戦略では、バッティングを起し得るところです。EUが地域規制で、排出権取引制度を導入しようとしていますのに対して、IMOは国際的に一律のことをやろうと、そこがバッティングしてくるところとして課題になっています。

【上山座長】 よろしいでしょうか。では、引き続き、よろしくお願いします。

それでは、担当局、それぞれ、今日の意見も踏まえて、レビュー作業を進めていただきたいと思います。委員の皆さんは、テーマ別意見記載用紙、もしまだありましたら、ぜひ書いていただきたいと思います。

では、本日の予定していた議題は終了しましたので、事務局、最後の整理をお願いします。

【竹田政策評価企画官】 それでは、長時間にわたりまして、熱心にご指導賜りまして、まことにありがとうございました。

最後に、事務局より、連絡事項をお伝えさせていただきます。

本日の議事録について、議事録の案を送付させていただきます。内容の確認をお願いしたいと思います。

また、これから個別指導に移りますけれども、日程調整をお願いしたいと思います。お

手元に日程確認表をお配りしておりますが、後日メールでも送付させていただきますので、ご記入と返送をお願いいたします。

なお、本日の資料は、量も多いですので、そのまま机の上に置いていただければ、事務局より郵送させていただきます。

連絡事項は、以上です。それでは、長時間にわたり、ありがとうございました。以上を持ちまして、第42回国土交通省政策評価会を終了とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。